

東アジア酸性雨モニタリングネットワークセンターについて

環境庁と（財）日本環境衛生センター（以下、「財団」という。）は、東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の本格稼働に向け、酸性雨研究センターの設置運営について、下記の方針を確認する。

記

1. 基本的考え方

ネットワークは、我が国がリーダーシップをとりつつ、国際的プログラムとして取り組むものであり、その科学的・技術的活動の中心となるネットワークセンターを新潟に置くに当たり、環境庁、新潟県、新潟市及び財団は、協力して、ネットワーク活動の推進及び支援を行うものである。

2. 設置形態、名称及び場所

財団に、支局レベルの組織として、「酸性雨研究センター」(Acid Deposition and Oxidant Research Center: ADORC)を、新潟市に設置する。

ネットワークセンターに指定後は、対外的に、「東アジア酸性雨モニタリングネットワークセンター」との名称を併せ用いる。

3. 業務及び財源

酸性雨研究センターの事業は、財団理事会の全般的な監督の下、所長の指揮により、自律的に運営するものとする。

事業は、原則として、国際的なファンド、国からの委託費等の範囲内において行うものとする。業務ごとの財源の考え方は、以下のとおりとする。

(1) ネットワークセンター業務

ネットワーク事務局（以下「事務局」という。）が設立され、国際的なファンドが設立された後は、当該ファンドにより賄うことを原則とし、事務局との契約により業務を実施する。

それまでの間は、環境庁の委託・請負により実施する。

(2) 国内センター業務

環境庁等の委託、請負により実施する。

(3) その他調査研究業務等

環境庁の委託及び請負の他、国立環境研究所、自治体、公益法人からの委託等により実施する。また、科学技術研究費や国際協力事業団（以下「JICA」という。）、民間資金の調達についても努力する。

4. 組織

(1) 所長

所長は、財団理事長が任命する。

(2) 国際公募職員

副所長級を国際公募により採用するとともに、他の国際公募職員を採用する。

上記国際公募職員については、単年度契約の年俸制嘱託職員とするが、更新を妨げないものとする。

(3) 自治体派遣職員

ネットワークの推進に対する地元支援として、新潟県及び新潟市より職員が継続的に派遣されるよう配慮する。他自治体からの職員派遣についても、可能性につき検討する。

(4) その他派遣の受け入れ

企業等からの職員の派遣について配慮する。

(5) フェローシップ等の活用

エコフロンティアフェロー、科学技術庁 (STA) フェロー等の制度を活用した客員研究員の受け入れに努める。

また、JICA カウンターパート研修等を活用した研修生の受け入れに努める。

5. 施設・設備

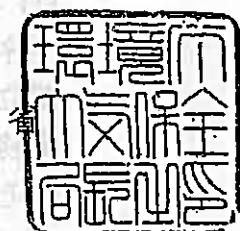
施設・設備について、環境庁、新潟県及び新潟市の協力のもとに整備・運営する。

6. 業務開始

平成 13 年 4 月より、本格稼働業務を開始する予定で準備を進める。

平成 12 年 3 月 27 日

環境庁大気保全局長 廣瀬



財団法人日本環境衛生センター理事長 幸田正

